加須青年会議所OB会　規約改正案 新旧対照表

変更箇所のみ抜粋　｜　改正案：2026年11月30日改正予定

該当箇所	変更前	変更後	変更内容
第6条 （会費）	本会の会費は、年間20,000円とし、 その内10,000円を特別会費とする。	本会の会費は、55歳以下は年間20,000円とし、 56歳以上は任意で年間10,000円とする。 会費の50%を原則とし、現役へ特別会費として 支援する。 ただし、OB会費が不足した場合はこの限りではない。	①「56歳以上は任意で年間10,000円」を追記 ②特別会費の「10,000円」を「原則として会費の50%」に変更 ③「OB会費が不足した場合はこの限りではない」を追記
第13条 （名誉会員）	満55歳に達した会員は、翌年度より 名誉会員とし、会費の徴収を行わない。 但し、第7条における権利はすべて保有する。	満55歳に達した会員は、翌年度より名誉会員とする。 但し、第7条における権利はすべて保有する。	①「会費の徴収は行わない」を削除
附則	本規約は、昭和55年6月1日より施行する。 平成3年2月1日改正 平成16年2月5日改正 2017年2月1日改正 2026年11月30日改正	本規約は、1980年6月1日より施行する。 1991年2月1日改正 2004年2月5日改正 2017年2月16日改正 2026年11月30日改正	①改正年度の和暦を西暦に統一 ②2026年11月30日を追記
慶弔規定 （3）	（ア）会員の死亡及び （イ）会員の家族（1親等）の死亡 5,000円－花環	（ア）会員の死亡及び （イ）会員の家族（1親等）の死亡 5,000円－生花	①「花環」を「生花」に修正

※本表は「変更前」および「2026年11月30日改正予定版」の規約に記載された相違点のみを抜粋したものです。